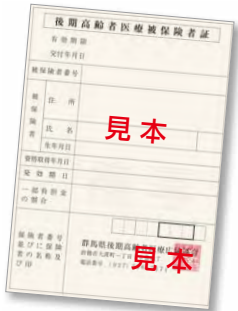


新しい保険証や高齢受給者証を郵送

▶ 問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線133)



▲保険証(後期高齢者医療)

8月1日からの新しい後期高齢者医療被保険者証と国民健康保険高齢受給者証を、7月中旬に郵送します。現在お使いのものは、7月31日が有効期限となります。

後期高齢者医療の保険証

新しい保険証(被保険者証)の色は茶色です。薄緑色の封筒で郵送します。

なお、保険料の滞納状況により有効期間の短い被保険者証を交付する場合があります。

国民健康保険の高齢受給者証

70歳から74歳までの国民健康保険(国保)加入者の新しい高齢受給者証を世帯主宛てに郵送します。保険医療機関を受診する場合には、国保の被保険者証と高齢受給者証を忘れずに提示してください。



▲高齢受給者証(国保)

◆自己負担割合について

新しい証の自己負担割合は次のとおりです。今年度の住民税課税所得から判定されます。

3割負担…3割負担…同一世帯に住
民税課税所得が145万円
以上の被保険者がいる方

2割負担…上記以外の国保加入者。

1割負担…後期高齢者医療加入者で、
上記以外の方

なお、後期高齢者医療加入者は、住民税課税所得が145万円以上でも収入額が一定の基準より少ない場合は、申請すると負担割合が1割負担になります。該当する方には「基準収入額適用申請書」が同封されますので忘れず申請してください。

令和3年10月頃の予定

マイナンバーカードが健康保険証に

▶ 問合せ 保健福祉課保険係 ☎ 24-5111 (内線133)

令和3年10月頃の予定で、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。(現在はまだご利用できません)。マイナンバーカードを取得するためには、郵便・パソコン・スマートフォンか、マイナンバーカードの申請に対応した証明写真機からの申請が必要です。

カードの申請はお早めに

現在、マイナンバーカードの申請から交付まで、1カ月前後かかります。取得を希望される方は早めに申請してください。

交付申請書が必要です

マイナンバーカードの申請に必要な交付申請書をお持ちでない方は、役場住民係にご相談ください。

健康保険証として利用するためには





令和3年10月までに、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります(予定)。



- ◎医療機関・薬局によって、利用開始時期が異なりますので、事前に医療機関等へ確認をお願いします。
- ◎マイナンバーカードがなくても、これまでどおり健康保険証を提示して医療機関などを受診することができます。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには…

- 1 まず、マイナンバーカードを作る
マイナンバーカードの申請に関する問合せは、役場住民係まで
- 2 **ア** スマートフォンで申込む
マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンをご利用ください(QRコードを読み取り、マイナポータルAPをインストールしてください)   iPhone Android
- イ** 医療機関・薬局で申込む(令和3年10月頃の予定)
- ウ** セブン銀行のATMで申込む
- エ** 役場で申込む(保健福祉課まで)

マイナンバーカードの申請後

まだ受け取られていない方へ

▶ 問合せ 総務課住民係 ☎ 24-5111 (内線115)



マイナンバーカードを申請すると、1カ月前後でご自宅に交付通知書(はがき)が役場から届きます(※)。交付通知書(はがき)をよくお読みいただき、必要な持ちものをご持参のうえ役場住民係にお越しください。

※交付申請書などに不備がある場合を除きます。

本人が受け取りを

マイナンバーカードは、本人であることを証明する公的な本人確認書類であるため、厳格な本人確認を行ったうえで交付することと法令などで決められています。仕事・学業の都合や多忙により本人が受け取れないといった理由で、代理人による受け取りはできません。夏休みなどの長期休暇を利用してお受け取りいただきますようお願いいたします。

なお、役場の開庁時間に行くことが難しい場合や、病気・身体の障害・未就学児であるなどのやむを得ない理由で本人が窓口に行くことが難しい場合は、役場住民係へ電話でご相談ください。

必要な持ちもの

- 交付通知書(はがき)
- 通知カード(令和2年5月以前に交付を受けている方)
- 本人確認書類(次の①か②)
 - ①運転免許証・旅券・写真付きの住民基本台帳カード・身体障がい者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・在留カード・特別永住者証明書・一時庇護許可書・仮滞在許可書のうち1点
 - ②①をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市区町村長が適当と認める2点
- 住民基本台帳カード(お持ちの方のみ)
- マイナンバーカード(お持ちの方のみ)

◆交付通知書(はがき)



◆通知カード



役場出入口の変更と群銀ATMの移動

▶ 問合せ 総務課財政係 ☎ 24-5111 (内線111)

役場新庁舎建設工事に伴い、役場出入口が変更となります。また、群馬銀行ATMが移動しました。工事期間中はご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆役場出入口 利根郡信用金庫(とねしん)昭和支店様側の入口のみとなります。

◆群馬銀行ATM 役場庭にあった群馬銀行ATMは、一般駐車場(JA南部支店様寄り)に移動しました。

営業時間…平日・土日祝日ともに9時～20時
 ※平日18時～20時、土日祝日は終日、時間外手数料110円がかかります。

